

## 埼玉県と県内全市町村は

### 個人住民税の特別徴収を徹底します

原則として、平成27年度から全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定します。

個人住民税は、1月1日現在に市内に在住し、前年中に一定の所得がある人にかかる税金です。特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって市町村に納入する制度です。

うに準備をお願いします。

**対象** 所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者

※ただし、左表の例外を除く

#### 事業主の事務

- ① 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間が要りません。
- ② 従業員が常時10人未満の場合合は市町村の承認を受け年12回の納期を年2回とすることができません。

事業主のみなさんは、速やかに特別徴収するための手続きをするか、平成27年度までには円滑に切り替えられるよう



実は…  
**特別徴収が普通！  
普通徴収は例外！**

(地方税法第321条の3、同法第321条の4)

#### 従業員のメリット

① 金融機関へ納税に向く手間が省けます。

② 従業員が納税通知書で納付する場合(普通徴収)の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回当たりの負担が少なくて済みます。

\* お問い合わせは左記へ

★ 課税課 ☎ 1123

### 特別徴収の例外

#### 従業員（給与所得者）

##### ① 普通徴収（給与所得者が自分で納付）が認められる人

- ・ 4月1日現在で給与の支払を受けていない人
- ・ 給与の支給期間について1月を超える期間としている人
- ・ パート・アルバイトなどで、年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の人など

##### ② 当面、普通徴収を認める人（以下の給与所得者）

- ・ 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている人
- ・ 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない人
- ・ 給与が毎月支給されていない（不定期受給）人
- ・ 専従者給与が支給されている人
- ・ 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

#### 事業主（給与支払者）

##### ① 普通徴収が認められる人

- ・ 常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする人

##### ② 当面、普通徴収を認める人（以下の給与支払者）

- ・ 総受給者数（他市町村を含む全給与受給者）が2人以下の事業所（総受給者数とは事業所全体の受給者。ただし、上記給与所得者の要件に該当するため、普通徴収を認める人を除く人数。）など

## 平成25年市議会第3回定例会

平成25年市議会第3回定例会が、8月29日から9月24日までの日程で開催されました。今議会では、本市の現状に即した在宅医療、在宅介護等の推進について協議する、本市在宅医療等推進協議会を設置するための『本市在宅医療等推進協議会条例』、歳入歳出それぞれに1億1、353万5千円を追加し、27億9、503万1千円とする『平成25年度本市一般会計補正予算（第2号）』など30議案が審議されました。審議の結果、条例の制定、補正予算など21議案が原案のとおり可決され、決算認定関係9議案を継続審査とすることとし、閉会しました。

## 市有地売却の一般競争入札を実施します

**売却する土地** 旧本庄上里学校給食センター跡地  
**地番** 下野堂字開拓608番1他  
**面積** 5、754・83㎡  
**用途地域等** 市街化区域内工業地域（建ぺい率60％・容積率200％）  
**入札参加申込（必須）**  
11月11日(月)から13日(水)までに、財政課（市役所3階）へ  
**入札・開札日時**  
11月14日(木) 午後1時30分～  
※入札前までに、入札保証金を支払いが必要で、入札締切後、直ちに開札します。  
**入札・開札場所**  
市役所2階201会議室  
**落札者の決定方法**  
市の定めた予定価格以上で、最も高い価格の入札者を落札者とします。  
※入札参加要領、入札参加申込書などの関係書類は、財政課で配布しています。  
★ 財政課 ☎ 1165

# 平成26年度体育施設利用団体年間登録の受付を開始します

★体育課 ☎ 1152

市では、体育施設を年間を通して定期的に利用する団体を募集します。年間登録をした団体は、利用予約を優先して受けることができます。

**利用期間** 平成26年4月～平成27年3月

**登録資格** 市内在住・在勤・在学者で構成する10人以上の団体で、監督者として成人2人以上が含まれ、年間を通して活動する団体。(学校体育施設では、営利を目的とする団体の登録は不可)

**申 込** 11月30日(土)までに登録用紙(受付場所配布)を提出のうえ、平成26年1月に開催予定の団体登録利用者説明会に出席してください。

受付場所	利用施設	
シルクドーム ☎ 5677	シルクドーム、市民球場(※)、本庄総合公園多目的グラウンド、北泉テニスコート、本庄地域の各小中学校の体育館(本庄東中学校・本庄南中学校の武道場)及びグラウンドの一部(※)	
エコーピア ☎ 3815	エコーピア、児玉工業団地遊水池内グラウンド、児玉総合運動公園グラウンド(※)、共栄公園テニスコート(※)、児玉地域の各小中学校の体育館(児玉中学校の武道場)及びグラウンドの一部(※)	
武道館 ☎ 7181	武道館、弓道場、若泉グラウンド及びテニスコート(※)	
市民体育館 ☎ 4657	市民体育館、河川敷グラウンド(山王堂・下仁手)	

(※)印の施設は、夜間照明の利用も受け付けます。なお、申込受け付けは、体育課(市役所4階)でも行っています。(土・日・休日を除く)

## 都市計画案の縦覧を行います

埼玉県が決定する次の都市計画の変更にあたり、都市計画案の縦覧を行います。

### 案の縦覧

#### ①本庄都市計画

**内容** 「本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「本庄都市計画区域区分」の変更案

#### 期間

11月22日(金)～12月6日(金)(土・日・休日を除く)

#### 場所

都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所

#### ②児玉都市計画

**内容** 「児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案

#### 期間

11月22日(金)～12月6日(金)(土・日・休日を除く)

#### 場所

都市計画課、美里町建設環境課、神川町建設課、上里町まち整備環境課、埼玉県都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所

※案の内容は、埼玉県都市計画課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/>)からご覧いただけます。

### 案に対する意見書の提出

#### ①本庄都市計画

**対象** 市内在住者及び利害関係人

#### ②児玉都市計画

**対象** 本庄市・児玉郡在住者及び利害関係人

#### 《①②共通》

**提出方法** 12月6日(金)午後5時15分までに直接又は郵送(必着)

**提出先** (左記のいずれかへ)

・本庄市都市計画課 〒367-8501 (所在地記入不要)

・埼玉県都市計画課 〒330-9301 (所在地記入不要)

・本庄県土整備事務所 〒367-0031 北堀81-8-1

※埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。届出サービスの詳細は、埼玉県都市計画課ホームページをご覧ください。

★埼玉県都市計画課 ☎ 048-830-5341、市都市計画課 ☎ 01-1130